

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第4項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	令和元年8月1日
<b>【四半期会計期間】</b>	第66期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)
<b>【会社名】</b>	すてきナイスグループ株式会社
<b>【英訳名】</b>	Nice Holdings, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 杉田理之
<b>【本店の所在の場所】</b>	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
<b>【電話番号】</b>	横浜(045)521-6111(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	グループ広報マネジャー 森隆士
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
<b>【電話番号】</b>	横浜(045)521-6111(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	グループ広報マネジャー 森隆士
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和元年5月16日に金融商品取引法違反（平成27年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（平成27年3月期にかかる不動産物件の取引に関する架空売上計上の疑い）で、証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁による調査を受けております。

本件嫌疑について、事実関係の調査、会計処理の適切性の検証ならびに問題が認められた場合には発生原因の分析および再発防止策の提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を進め、同年7月24日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

当社は、当該調査結果を踏まえ、過年度の決算の訂正を行うことといたしました。なお、当該訂正に際しましては、平成27年3月期に係る売上高の一部（ナイス株式会社およびナイスエスト株式会社とザナック設計コンサルタント（以下「ザナック」といいます。）との間の不動産の売買取引ならびにナイスコミュニティー株式会社とザナックとの間の不動産の売買取引に係る不動産および仲介手数料の売上）の取り消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直すことといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成26年8月8日に提出いたしました第66期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、監査法人 原会計事務所より四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期連結財務諸表

### 四半期レビュー報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(百万円)	55,905	50,251	270,749
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△139	△1,268	1,825
四半期純損失(△) 又は当期純利益	(百万円)	△497	△1,111	968
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	△336	△945	1,965
純資産額	(百万円)	41,264	41,910	43,740
総資産額	(百万円)	171,756	169,305	173,370
1株当たり四半期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益	(円)	△5.19	△11.84	10.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—	10.19
自己資本比率	(%)	23.1	23.5	24.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第65期第1四半期連結累計期間及び第66期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は、住宅事業におけるマンションの引渡し戸数が前年同期より減少したことなどから、502億51百万円（前年同期比10.1%減少）となりました。また営業損失は12億02百万円（前年同期は営業利益28百万円）、経常損失は12億68百万円（前年同期は経常損失1億39百万円）、四半期純損失は11億11百万円（前年同期は四半期純損失4億97百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① 建築資材事業

建築資材事業では、お取引先様に対して「木材利用ポイント事業」や「地域型住宅ブランド化事業」、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」など国の施策に基づく事業提案を推進しました。また、14年ぶりに改正された省エネルギー基準への対応をスムーズに行えるよう「低炭素住宅標準仕様書作成」などのサポートメニューの充実を図りました。

名古屋で開催しました住宅資材の総合展示会「住まいの耐震博覧会」では、住宅の耐震化の推進、創エネルギー・蓄エネルギー・省エネルギーなどの最新技術やリフォーム情報などの紹介・提案を行うとともに、産地や樹種によって異なる国産木材の特長を活かした家づくりの提案を行いました。

木材販売では、流通の入り口である全国各地のプレカット工場への営業を強化するとともに、「公共建築物等木材利用促進法」に対応する、木造非住宅の建築にも取り組みました。また、木材事業の川上から川下までの一貫体制の構築を目指して建設を進めていた徳島製材工場（徳島県小松島市）が完成し、生産活動を開始しました。

これらの結果、本事業の売上高は427億19百万円（前年同期比1.5%減少）となり、営業利益は5億12百万円（前年同期比43.7%減少）となりました。

#### ② 住宅事業

マンション部門では、当社グループの販売力の優位性を発揮できる横浜市、川崎市および仙台市等に販売地域を集中し、地震に対して安全・安心な「免震構造」あるいは建築基準法の耐震強度1.25倍である「強耐震構造」による商品の供給に努めました。当第1四半期連結累計期間におけるマンションの売上計上戸数は24戸（前年同期比83.2%減少）となり、売上高は12億19百万円（前年同期比80.6%減少）となりました。

一戸建住宅部門では、長期優良住宅の認定基準を上回る高い性能をリーズナブルな価格で実現した企画型注文住宅「パワーホーム ～ Super High Quality & Good Price ～」の供給と、「パワーホーム」のノウハウを生かした東北復興応援型住宅「フェニーチェホーム」の普及・販売活動を推進いたしました。当第1四半期連結累計期間における売上計上戸数は40戸（前年同期比8.1%増）となり、売上高は12億10百万円（前年同期比25.6%増加）となりました。

管理その他部門の売上高は33億5百万円（前年同期比9.7%減少）となりました。

これらの結果、本事業の売上高は57億34百万円（前年同期比47.4%減少）となりました。なお、営業損失は11億18百万円（前年同期は営業損失2億89百万円）となりました。

#### ③ その他の事業

その他の事業の売上高は17億97百万円（前年同期比9.0%増加）となり、営業利益は41百万円（前年同期比53.8%増加）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ40億65百万円減少し、1,693億05百万円となりました。たな卸資産は増加しましたが、現金及び預金や受取手形及び売掛金が減少したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ22億35百万円減少し、1,273億94百万円となりました。借入金が増加したものの、支払手形及び買掛金が減少したことなどによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ18億30百万円減少し、419億10百万円となりました。四半期純損失の計上、配当金の支払いなどにより利益剰余金が減少したことなどによるものです。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるもの）（以下「基本方針」といいます。）を、以下のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### II 具体的な取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第65回定時株主総会における株主の皆様ごの承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様ごに代替案を提案し、あるいは株主の皆様ごがかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様ごのために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当

社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成29年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

### III 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記IIに記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

#### (6) 仕入及び販売実績

当第1四半期連結累計期間において、仕入実績及び販売実績の著しい増減はありません。

#### (7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,696,000
計	290,696,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,561,195	96,561,195	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	96,561,195	96,561,195	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	96,561	—	22,069	—	10,596

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,737,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,327,000	93,327	—
単元未満株式	普通株式 497,195	—	—
発行済株式総数	96,561,195	—	—
総株主の議決権	—	93,327	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が488株含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) すてきナイスグループ(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目33番1号	2,737,000	—	2,737,000	2.83
計	—	2,737,000	—	2,737,000	2.83

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	30,630	22,986
受取手形及び売掛金	38,691	34,798
商品	8,197	9,880
販売用不動産	25,869	29,718
未成工事支出金	632	797
その他	5,462	5,806
貸倒引当金	△92	△55
流動資産合計	109,391	103,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,025	12,638
土地	32,241	32,270
その他（純額）	3,996	3,768
有形固定資産合計	47,263	48,677
無形固定資産		
	493	503
投資その他の資産		
投資有価証券	10,335	10,534
その他	6,059	5,829
貸倒引当金	△173	△173
投資その他の資産合計	16,222	16,190
固定資産合計	63,979	65,371
資産合計	173,370	169,305
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	42,971	36,883
短期借入金	28,671	34,471
1年内償還予定の社債	1,440	1,440
未払法人税等	591	171
引当金	1,528	650
その他	8,820	8,659
流動負債合計	84,023	82,276
固定負債		
社債	3,460	3,160
長期借入金	26,049	25,534
退職給付に係る負債	3,068	3,234
資産除去債務	75	75
その他	12,953	13,114
固定負債合計	45,606	45,118
負債合計	129,630	127,394

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年 6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	22,069	22,069
資本剰余金	15,651	15,651
利益剰余金	3,324	1,394
自己株式	△671	△671
株主資本合計	40,374	38,443
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,679	1,702
繰延ヘッジ損益	△3	△11
土地再評価差額金	185	185
為替換算調整勘定	△947	△784
退職給付に係る調整累計額	342	324
その他の包括利益累計額合計	1,256	1,416
新株予約権	2	2
少数株主持分	2,107	2,047
純資産合計	43,740	41,910
負債純資産合計	173,370	169,305

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	55,905	50,251
売上原価	48,696	44,164
売上総利益	7,209	6,086
販売費及び一般管理費	7,181	7,289
営業利益又は営業損失(△)	28	△1,202
営業外収益		
受取利息	6	11
受取配当金	76	104
その他	111	103
営業外収益合計	194	219
営業外費用		
支払利息	307	274
持分法による投資損失	2	-
その他	52	10
営業外費用合計	362	285
経常損失(△)	△139	△1,268
特別利益		
投資有価証券売却益	23	-
補助金収入	-	728
特別利益合計	23	728
特別損失		
固定資産除却損	4	-
特別損失合計	4	-
税金等調整前四半期純損失(△)	△120	△539
法人税、住民税及び事業税	202	127
法人税等調整額	151	436
法人税等合計	353	563
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△474	△1,103
少数株主利益	23	7
四半期純損失(△)	△497	△1,111

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△474	△1,103
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	173	20
繰延ヘッジ損益	14	△7
為替換算調整勘定	△50	162
退職給付に係る調整額	-	△17
その他の包括利益合計	137	157
四半期包括利益	△336	△945
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△360	△950
少数株主に係る四半期包括利益	23	4

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の「投資その他の資産」の「その他」に含まれる退職給付に係る資産が3億24百万円減少し、退職給付に係る負債が1億35百万円増加し、利益剰余金が4億43百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

## 1 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務	4,448百万円	155百万円

- 2 当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	10,000百万円	10,000百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）の償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	319百万円	419百万円

## (株主資本等関係)

## I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	383	4	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

## II 当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	375	4	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	43,360	10,896	54,257	1,648	55,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	599	90	690	177	867
計	43,960	10,987	54,947	1,826	56,773
セグメント利益又は損失(△)	910	△289	620	26	647

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事業、ソフトウェア開発・販売事業、ホームセンター事業及び一般放送事業等を含んでおります。

## 2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	620
「その他」の区分の利益	26
セグメント間取引消去	39
全社費用(注)	△658
四半期連結損益計算書の営業利益	28

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。



## II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	42,719	5,734	48,454	1,797	50,251
セグメント間の内部 売上高又は振替高	626	84	711	330	1,041
計	43,346	5,819	49,165	2,127	51,292
セグメント利益又は損失(△)	512	△1,118	△605	41	△564

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事事業、ソフトウェア開発・販売事業、ホームセンター事業及び一般放送事業等を含んでおります。

## 2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	△605
「その他」の区分の利益	41
セグメント間取引消去	46
全社費用(注)	△685
四半期連結損益計算書の営業損失(△)	△1,202

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり四半期純損失	5円19銭	11円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失 (百万円)	497	1,111
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	497	1,111
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,950	93,822
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年7月31日

すてきナイスグループ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 六本木 浩 嗣 印

業務執行社員 公認会計士 遠藤 朝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているすてきナイスグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成26年8月7日に四半期レビュー報告書を提出した。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。